

令和 8 年 1 月 20 日

「那覇市プレミアム付商品券事業委託業務」の質問への回答について

那覇市 経済観光部 商工農水課

令和 7 年 12 月 26 日付けで公告しました「那覇市プレミアム付商品券事業委託業務」の公募に係る質問について、下記のとおり回答します。

No	資料名及びページ番号、項目番号等	質問内容	質問回答
1	募集要項 P5 5(4) 出席者	提案書審査に関してプレゼンテーションに参加する出席者は再委託先の参加も可能でしょうか。	当日のプレゼンテーションに参加可能な人数は 4 名となっており、その範囲内であれば再委託先も参加可能となります。
2	仕様書 3P (3) - ①	プレミアム 30% とありますが、販売額 6500 円 × 30% だと 1950 円になりますが、約と言う認識で良いですか？	販売する商品券のプレミアム率は 30% となります。 販売額 2,000 円の場合 2,600 円、販売額 5,000 円の場合 6,500 円となります。
3	仕様書 3P (3) - ②	前回同様に QR コード発行と並行とは提案次第で可能ですか？	今回のプレミアム付商品券は電子版のみの発行を想定しております。そのため、QR 付紙商品券等のご提案はご遠慮下さい。
4	仕様書 3P (3) - ③	前回の QR コード発行数とアプリ購入者の人数または割合をお教え頂けますか？	令和 6 年に実施した「なはんちゅ PAY」の発行者数は以下のとおりです。 発行者数：102,183 人（電子商品券（累計）90,766 人、QR 付紙商品券 11,417 人） ※電子商品券の発行者数は一次・二次販売での総数になります。

5	仕様書 4P (4) - ①	前回外国語対応は何ヶ国語対応しましたか？また何語だったかお教え頂けますか？	前回実施時には外国語対応は行っておりませんでした。仕様書 5- (4) -⑪の「外国人向けに多言語案内等の外国人対応を行うこと。」とは、相談サポート窓口や HP などにおいて、外国人の方でも商品券の申込・購入・利用を補助出来ることを指しています。
6	仕様書 4P (5) - ④	前回実施時の振込件数および振込手数料総額をお教え頂けますか？	前回実施時の振込件数および振込手数料総額については、公表出来ませんが No.4 の発行者数より推定ください。
7	参加店舗	前回QRコードを発行している観点から、特に大型店など 端末を準備するのが難しい事が想定されます。 (会社の資産として準備しないといけないため) 端末を貸し出しをされていると思われるのですが、 どのくらいの台数貸出しましたか？	前回実施時の端末貸し出しに関する詳細については、事業の公平性を鑑み、情報の公開は行いません。
8	様式 4	共同企業体協定書について、共同企業体内で記載したい内容が様式4の文言に含まれておらず、任意様式の共同企業体協定書の提出にて受理いただけるかご教示ください。	共同企業体協定書は、様式 4 の記載内容を網羅していることを前提に、貴社様式での提出も可能です。ただし、必ず様式 4 の要件を満たす内容であることを確認してください。

9	仕様書 P. 4、5-(5)-④、換金、管理業務	「参加店舗への負担が無いよう原則として振込手数料等は受託者の負担」とありますが、振込手数料以外に想定されている費用などございますでしょうか？	参加店舗側に振込手数料、登録料、システム利用料、広告掲載料など、一切の費用が発生しないことを想定しております。
10	仕様書 P. 6、5-(8)-⑨、効果測定	「令和5年度・6年度実施の商品券事業との比較」を行うにあたり、比較対象となる過年度のデータ（販売実績、利用店舗データ、アンケート結果等）は、受託決定後に市から開示・提供いただける認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
11	仕様書P1 4(2)	換金業務を行うにあたり、プレミアム分 890,000,000 円以上は、概算払いの対応をいただくことは可能でしょうか。	プレミアム分負担分については概算払いでの対応は可能です。また、その他にも必要経費分として適当であると判断したされた費用についても概算払いでの対応は可能です。
12	企画提案書評価基準	見積価格 配点10は、委託事務費が入札会社の中で最も安い見積もり額の場合配点が高くなるということでおよろしいでしょうか。	見積価格の評価は、公表はしておりませんが、別途定める企画提案評価要領を基に行います。採点基準は絶対評価で行うため、見積価格点が満点（10 点）となる事業者が複数存在することも考えられます。
13	仕様書P2 5(4)	市民参加店舗向け 説明会を受託者実施する場合、貴市の公共施設の利用は可能でしょうか。	市民参加店舗向け説明会を実施する際に、本市の公共施設の利用は可能です。利用を希望される場合は、事前に協議の上、施設の空き状況を確認し調整を行います。

14		<p>前回の「なはんちゅPAY」事業ではデジタルと紙との併用であったが、今回デジタルのみにした理由と前回デジタルと紙の利用割合をご教示ください。デジタルを利用した世代別比率をご教示ください。</p>	<p>不正利用防止、事務経費削減、市民への還元効果の最大化を目的として、今回は電子商品券のみとしております。前回実施時の利用割合については本回答書、No. 4 を参考ください。 電子商品券の世代別比率については以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tbody> <tr><td>10 歳未満:</td><td>9. 0%</td></tr> <tr><td>10 代:</td><td>11. 1%</td></tr> <tr><td>20 代:</td><td>6. 9%</td></tr> <tr><td>30 代:</td><td>12. 4%</td></tr> <tr><td>40 代:</td><td>18. 0%</td></tr> <tr><td>50 代:</td><td>18. 4%</td></tr> <tr><td>60 代:</td><td>12. 3%</td></tr> <tr><td>70 代以上:</td><td>11. 9%</td></tr> </tbody> </table>	10 歳未満:	9. 0%	10 代:	11. 1%	20 代:	6. 9%	30 代:	12. 4%	40 代:	18. 0%	50 代:	18. 4%	60 代:	12. 3%	70 代以上:	11. 9%
10 歳未満:	9. 0%																		
10 代:	11. 1%																		
20 代:	6. 9%																		
30 代:	12. 4%																		
40 代:	18. 0%																		
50 代:	18. 4%																		
60 代:	12. 3%																		
70 代以上:	11. 9%																		
15	仕様書P5 5(6)	<p>市民参加店舗向けのサイトを受託者が構築・公開し、そのサイトにマニュアル等を掲載していくことは貴市では想定されてないでしょうか。</p>	<p>電子商品券の利用に不慣れな層への利用方法の周知として、専用 HP への利用マニュアル等を掲載することは、本市としても有効な手段であると想定しております。</p>																
16	仕様書P2 5(2)	<p>前回の加盟店（R6実施店舗）数をご教示頂けますでしょうか。それに対し、今回が市内 1,000 店舗以上を目標との事ですが、前回の数値から今回の目標数値を定めた算定（根拠）基準をご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>前回の実施時も本事業と同様に 1,000 店舗以上を目標としており、実際の加盟店舗数は 1,286 店舗となりました。今回も同様に市内 1,000 店舗以上を目標としている理由といたしましては、本市には 3,000 店舗以上の飲食店・宿泊店が点在しており、その他にも生活関連サービス業、娯楽業とサービス業として 2,300 以上の事業所ございます。そのため、市民が広く商品券を活用出来るよう参加店舗数を 1,000 店舗以上としております。</p>																

17	業務委託仕様書 P.3 (3)	<p>商品券購入希望者について、那覇市民である事を確認するシステムや情報は全て受託事業者で用意する必要がありますか？例えば、那覇市民である事を確認出来るデータベースや情報等を利用する事は出来るのでしょうか？</p>	<p>商品券の申込情報が那覇市民であるかについては、本市にて確認を行います。そのため受託事業者によりシステム等を用意する必要はありません。</p>
18	業務委託仕様書 P.3 (3)③	<p>「販売する商品券の発行数は、希望する市民が購入できる口数とすること」という条件は、一人当たりの購入口数上限（プレミアム金額）×市民数が890,000,000円を上回らないように設定するという理解でよろしいですか？</p>	<p>仕様書 5-(3)③ 「販売する商品券の発行数は、希望する市民が購入できる口数とすること」とは、全市民が商品券の申込をしても全員が購入できる口数を発行することを指します。</p>
19	業務委託仕様書 P.3 (3)	<p>販売タイミングは一度に全数を販売開始してもよろしいですか？あるいは期間を空けて何度かに分けて販売する必要がありますか？</p>	<p>一次販売での完了を想定していることから、一度に全数販売を行っていただくことを想定しています。ただし、販売状況により、プレミアム分に残が生じた場合は、二次販売を想定しております。</p>
20	業務委託仕様書 P.3 (3)	<p>「市民」の条件に年齢はありますか？例えば3歳以上～など</p>	<p>「市民」の条件に年齢制限は設けておりません。那覇市に住民登録がある全市民が対象となります。</p>

21	業務委託仕様書 P.2 (2) ①	参加店舗は那覇市内の拠点で営業をしていれば、本社が那覇市外でも対象となりますか？	参加店舗が那覇市内に実店舗を有していれば、本社が那覇市外にある場合でも対象となります。
22	業務委託仕様書 P.2 (2) ①	参加店舗について、那覇市内に本社機能や本店があれば経営を同一とする市外店舗でも商品券の利用は出来ますか？	商品券の利用は那覇市内の店舗に限定されます。そのため、本社機能や本店が那覇市内にあっても、所在が市外店舗では利用できません。
23		商品券の名称で前回と同じ「なはんちゅPAY」を使用する場合、ロゴ等を変更するのは可能でしょうか？	商品券の名称を前回と同じ「なはんちゅ PAY」とする場合でも、ロゴ等のデザインは変更可能です。貴社の提案するデザインを提示してください。